

令和4年度以降の施設のあり方

I 現指定管理者との交渉の経過

月	内 容	備 考
4月	両法人(社会福祉法人啓和会・久喜市社会福祉協議会)へ市が譲渡の条件を検討するための資料として、譲渡受諾条件の検討を依頼	
5・6月	両法人から回答	指定管理料相当の補助金交付を希望 土地・建物の譲渡受諾は難しい
10月	両法人へ資産譲渡受諾条件案の検討依頼	

II 令和4年4月からの施設運営について

○指定管理の更新

令和4年4月からの民営化は困難であることから、現行サービスを継続するため、3年間(R4.4~R7.3)指定管理で、現指定管理者(社会福祉法人啓和会・久喜市社会福祉協議会)による施設の管理運営を継続することとします。

なお、今回の指定管理期間中は、譲渡については現指定管理者を交渉相手とすることとしますので、仮に譲渡が決まったとしても、運営が他法人に変更となることはありません。

施設	運営法人	期間
久喜市いちょうの木 久喜市あゆみの郷 久喜市ゆう・あい	社会福祉法人啓和会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日 (3年間)
久喜市けやきの木 久喜市くりの木	社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会	※途中で現指定管理者による民営化 となる可能性あり

Ⅲ 指定管理期間中（R4.4～R7.3）の課題

現指定管理者との譲渡条件に関する交渉の継続

- ・ 施設の引き渡し方法
- ・ 建物の修繕の取り扱い
- ・ 運営費補助金等 等

Ⅳ 今後の民間譲渡に向けた基本的な考え方

民間譲渡は以下の点に配慮をして進めてまいります。

- ・ 利用者、保護者への説明及び意見の反映
- ・ 譲渡後の現行サービスの継続、利用者の継続利用の遵守
- ・ 譲渡後のサービス提供状況の確認